



発行 新潟県

号外 1
平成28年10月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 107 長岡市長選挙及び長岡市議会議員補欠選挙の期日等（選挙管理委員会）
- 108 阿賀野市議会議員一般選挙の期日等（選挙管理委員会）
- 109 新潟県知事選挙及びこれと同時に行う長岡市長選挙及び長岡市議会議員補欠選挙の投票の順序（選挙管理委員会）
- 110 新潟県知事選挙及びこれと同時に行う阿賀野市議会議員一般選挙の投票の順序（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第107号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、退職の申立てによる長岡市長選挙及び同法113条第3項の規定による長岡市議会議員補欠選挙を平成28年10月16日に新潟県知事選挙と同時に行う。

なお、長岡市議会議員補欠選挙における選挙すべき議員の数は、1人である。

平成28年10月9日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第108号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、阿賀野市議会議員の任期満了による選挙を平成28年10月16日に新潟県知事選挙と同時に行う。

平成28年10月9日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第109号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成28年10月16日に執行の新潟県知事選挙と同時に行う長岡市長選挙及び長岡市議会議員補欠選挙における投票の順序を次のとおり定めた。

平成28年10月9日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序

- 1 新潟県知事選挙の投票
- 2 長岡市長選挙の投票
- 3 長岡市議会議員補欠選挙の投票

◎新潟県選挙管理委員会告示第110号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成28年10月16日に執行の新潟県知事選挙と同時に行う阿賀野市議会議員一般選挙における投票の順序を次のとおり定めた。

平成28年10月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序

先 阿賀野市議会議員一般選挙の投票

後 新潟県知事選挙の投票